

---

山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合  
新 ご み 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業  
特 定 事 業 の 選 定

---

令 和 7 年 3 月 31 日

山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合



山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運營業務 特定事業の選定  
目 次

---

第 1 章 事業概要.....	1
1 事業の目的.....	1
2 事業の内容.....	1
3 施設の概要及び規模.....	2
第 2 章 本組合が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価.....	3
1 評価方法.....	3
2 本組合の財政負担見込額による定量的評価.....	3
3 DBO 方式で実施することの定性的評価 .....	4
4 総合的評価.....	4

---

## 第1章 事業概要

### 1 事業の目的

本件事業は、山梨西部広域環境組合を構成する峡北広域行政事務組合、中巨摩地区広域事務組合及び峡南衛生組合のごみ処理事業を引き継ぎ、構成市町が共同して利用するごみ処理施設（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設）の稼働を目指している。ごみ処理施設整備の基本方針に基づいた検討結果及び地域住民との協議を背景にして、安全かつ安定的なごみ処理施設の運営を実施することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業方式

本件事業はDBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本組合は新ごみ処理施設の設計・建設及び運営・維持管理対象施設の運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、新ごみ処理施設は、本組合が所有する。また、新ごみ処理施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び運営事業者は、事業者として、新ごみ処理施設の設計・建設業務及び運営業務に係る本件事業を一括して行うものとする。なお、運営事業者は中央市内に設立するものとする。

#### (2) 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

##### ア 事業期間

特定事業契約締結日から令和33年3月31日までの約25年間とする。

##### イ 設計・建設期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

##### ウ 運営期間

令和13年4月1日から令和33年3月31日までとする。

### 3 施設の概要及び規模

#### (1) 事業用地

- ア 所在地 山梨県中央市浅利 230 番 3 他
- イ 敷地面積 約 6.0ha（うち、新ごみ処理施設整備範囲は約 2.6ha）
- ウ 土地利用規制

項 目	内 容
用途地域	該当しない
容積率／建ぺい率	200％／70％
高度地区、高さの制限	なし
防火地域及び準防火地域	該当しない
日影規制※	なし
災害危険区域	該当しない ※液状化指標地（PL 値）は 15 以上、想定浸水深（最大）は 7 m 程度
景観計画区域、重点地区	景観計画区域内（田園景観形成地域） ※更新する施設の大きさによって届出が必要
緩衝緑地や緑化に関する基準	あり（山梨県環境緑化条例）
その他地域指定	農業振興地域

※敷地は用途地域の指定がないため建築基準法の日影規制の適用は受けないが、環境影響評価準備書（令和 6 年 3 月山梨西部広域環境組合）にて、『「建築基準法」に基づく日影時間の規定（敷地境界から 10m 以内は 4 時間、10m 超は 2.5 時間）を超えないよう、建物の配置や高さを検討する。』としていることからこれを準用する。

#### (2) 対象施設の概要

##### ア ごみ処理施設

概 要	
処理方式	全連続焼却方式 ストーカ式焼却炉、流動床式ガス化溶融炉、シャフト式ガス化溶融炉のいずれかの方式。
処理能力	274 t / 日（137 t / 日 24h × 2 炉）
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、動物の死骸、脱水汚泥、可燃性残さ

##### イ 粗大ごみ処理施設

概 要	
処理方式	破碎・選別、保管
処理能力	20.3 t / 日
処理対象物	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ

## 第2章 本組合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

### 1 評価方法

(1) 本組合は、本組合が直接、本事業を実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上が期待できること及び事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減が期待できることを選定の基準とした。具体的には、次のとおり評価を行った。

- ア 本組合の財政負担見込額による定量的評価
- イ DBO方式として実施することの定性的評価
- ウ 上記による総合的評価

(2) 本組合の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用として見込まれる額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### 2 本組合の財政負担見込額による定量的評価

(1) 本組合の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本組合が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	本組合が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①施設・建設費 ②運営管理費 ③施工管理費 ④金利（起債）	①設計・建設費 ②運営管理費 ③アドバイザー費 ④施工管理費 ⑤モニタリング費（運営・建設） ⑥金利（起債） ⑦税金（法人税） ⑧SPC維持管理費 ⑨保険料
共通の条件	①事業期間：約25年（予定） （設計・建設期間：約5年、運営期間：20年間） ②計画処理量（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の合計） ：1,559,159t/20年 ③割引率：0.5%/年	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
運営管理に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した運営・維持管理費	同左

(2) 本組合の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、本組合が直接実施する場合の財政負担見込額を 100 とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
本組合が直接実施する場合	100.00
DBO 方式で実施する場合	98.84

3 DBO 方式で実施することの定性的評価

PFI 等導入可能性調査（令和 4 年 3 月）において、従来方式と民間活用方式との比較により公共サービスの質的向上が期待できることを報告している。本組合が本件事業を直接実施する従来方式に対し、DBO 方式で実施した場合に期待できる点は次のとおりである。

(1) 財政負担

想定される様々なリスクに対応するため、契約時に民間事業者と組合とのリスク分担を明確にすることにより、事業変動リスクの抑制が期待できる。

(2) 安定的な事業運営

単年度予算に縛られないため、民間事業者が、計画的かつ柔軟な維持管理を実施することが期待できる。

(3) 経済性・効率性

民間事業者が設計・建設及び運営を一括して行うことから、創意工夫・ノウハウを活用した効率的な業務が可能である。入札による競争原理が働き、総事業費（特に建設費及び補修費）の低減が期待できる。

4 総合的評価

本件事業は、DBO 方式で実施することにより、本組合が直接実施する場合に比べ、定量的評価では本組合の財政負担見込額について 1.16%の縮減が期待でき、定性的評価では従来方式と同等以上の効果が期待できると考えられる。

したがって、本件事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条の規定に準じて特定事業として選定する。

以 上